

Smile Satellite



税理士法人

堀江会計事務所

経営のトータル・アドバイザー
ユアーズブレン

医療費控除編

提出書類について

目次

医療費控除

- 提出書類について
 - 医療費控除の対象となる医療費の要件
 - 医療費控除の計算方法
 - 医療費控除の対象となる医療費
 - おむつ使用証明書
 - 介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービス等の対価についての医療費控除の取扱い
 - 医療費のお知らせ

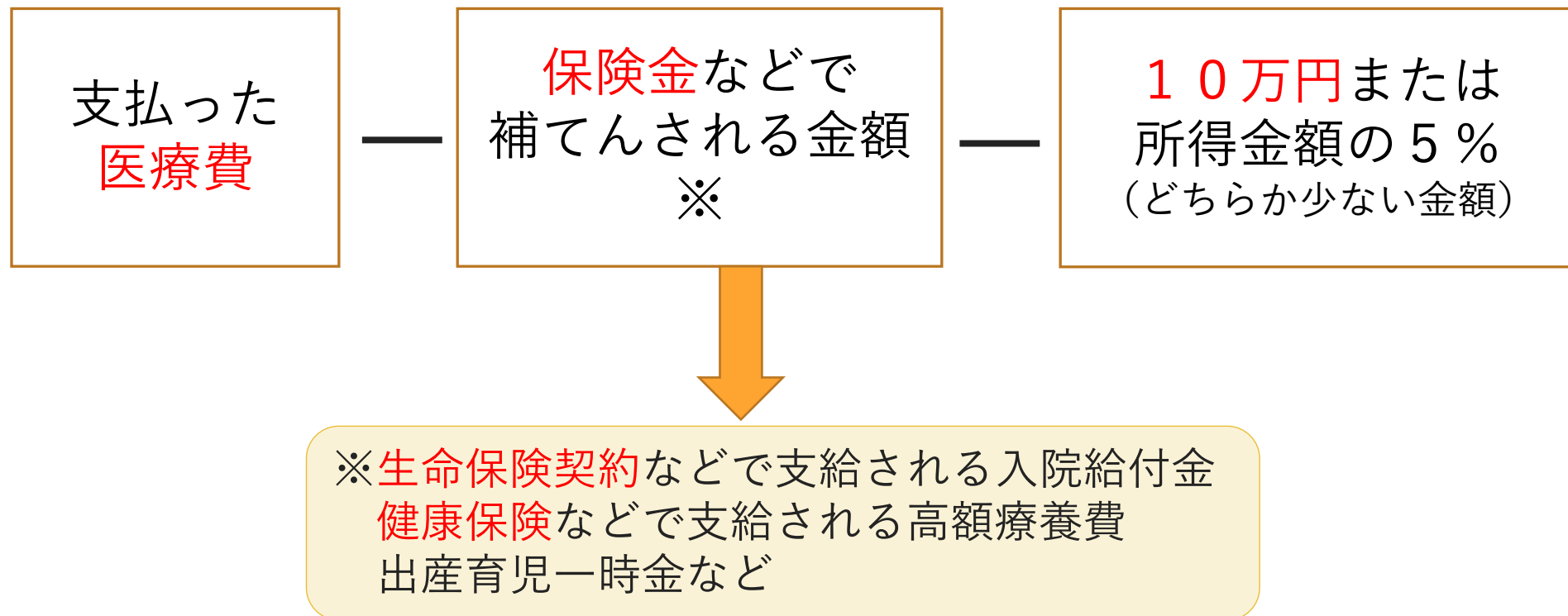
医療費控除の対象となる医療費の要件

①自分と同居している家族や仕送りしている子供等の医療費

②1月1日から12月31日までの間に支払った医療費

クレジットカード決済等の場合も支払った医療費に含む。

医療費控除の計算方法



医療費控除の対象となる医療費

診療に直接 必要なもの

- ・ 診療料
- ・ 通院費
- ・ 入院費用
- ・ おむつ代 等

治療・療養に 必要な医薬品等

- ・ 風邪薬
- ・ 処方された
医薬品
- ・ 子供の歯の矯正 等



※重大な病気が見つかり治療が必要となった健康診断の費用は対象

おむつ使用証明書

おむつ使用証明書				
患者	住所			
	氏名	殿	性別	男・女
	生年月日	年	月	日生
傷病名	によりおおむね6ヶ月以上にわたり寝たきり状態にある又はあると認められる。			
治療状況	入院(所)中	在宅で治療中		
必要期間	始期 (イ) 年 月 日から 又は (ロ) 年1月1日から			
	終期 (イ) 年 月まで 又は (ロ) 同年末まで (※ (イ) 又は (ロ) のいずれかを○で囲んでください。)			
<p>上記の者は、頭書の傷病により、必要期間中の治療に際し、おむつの使用が必要であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>医療機関名 _____</p> <p>所在地 _____</p> <p>医師氏名 _____ ④</p> <p>(注) 1 証明書は、当該患者に対して頭書の傷病により、継続して治療を行っている医師が記載すること。</p> <p>(注) 2 「必要期間」とは、当該年において患者が上記の状態にあることが認められる期間とし、当該年の1月1日以前からおむつが必要であり、かつ、1年以上にわたってその必要性が認められる場合には、同欄の始期と終期のいずれにおいても(ロ)を○で囲むこと。なお、必要期間経過後において更に治療のためおむつが必要と認められることとなった場合は、改めて証明書を発行すること。</p>				

- ① この証明書は、おむつ代（紙おむつの購入料及び貸おむつの賃借料をいう。以下同じ。）について医療費控除を受けるために必要です。
- ② 医療費控除を受けるためには、この証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提出することが必要です。
- ③ おむつ代の領収書は、患者の氏名及び成人用のおむつ代であることが明記されたものであることが必要です。

● 対象者

- 6か月以上寝たきりの方

● 発行方法

- 治療に必要なだと医師が認めた場合

医療費のお知らせ

正しい保険診療の受け方

- 診療を受けるときは、保険証を必ず提出しましょう。
- 医療機関などを転々とするときは、一貫した診療が得にくくなり、療養の回復が遅らせることにもなりかねません。
- 急病でない限り、診療時間内に診てもらいましょう。
- 交通事故などで保険証を使うときは、すぐ保険者（市町村）に届けてください。

受診年月	医療機関等の名称	区別	日数 回数	医療費の総額	支払った医療費の額
年 月				円	円
年 月				円	円
年 月				円	円
年 月				円	円
年 月				円	円
年 月				円	円
年 月				円	円
年 月				円	円
年 月				円	円
年 月				円	円
年 月				円	円
年 月				円	円
年 月				円	円
年 月				円	円
年 月				円	円

※ 医療機関の窓口の自己負担額は10円単位（10円未満の捨五入）のため、「支払った医療費の額」と異なる場合があります。

- 届く時期

- 2月上旬

- 目印

- 「医療費のお知らせ」

- 留意点

- 国民健康保険の場合は、11月～12月分は領収書のご提出をお願いします。
- 全国健康保険協会の場合は、10月～12月分は領収書のご提出をお願いします。

おわりに

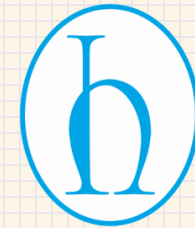
- 1年間でかかった医療費合計額が10万円を超える場合は、
所得から差し引くこと可能

つまり・・・

- 対象の領収書を保管し、申告時に提出することで、
その分税額を抑えられる可能性あり




Smile Satellite



税理士法人

堀江会計事務所

経営のトータル・アドバイザー

 **ユアーズブレン**